

取 扱 基 準

| | |
|--------------------------|---|
| 名 称 | 新潟市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金 |
| 補助区分 | 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 補助金の概要 | 出会い・結婚を希望する方の第一歩を後押しするため新潟県が運用する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の登録料の一部を補助する。 |
| 目 標 | 数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/> |
| | 同システムへの本市市民の登録者数 300 人の増加 |
| | <目標が数値でない場合の評価方法> |
| 補助事業者 | 本市に住所を有し、下記の全てに該当する者 (1) 20 歳以上であって、現に婚姻をしていないこと。 (2) 市税等を滞納していないこと。 (3) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。 |
| 補助対象経費の内容 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に負担したハートマッチにいがたの2年間の登録に係る初回又は更新の入会登録料。 |
| 補助額 及びその算定方法 又は補助率 | 一人当たり 5,000 円 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> システム登録料は29歳以下が9,000円、30歳以上が11,000円となっており、補助金により登録をしやすくすると共に、29歳以下の若年層は特に負担が少なくなる制度とした。 |
| 開始時期 | 令和 8 年 5 月 1 日 |
| 評価の時期 | 令和 9 年 3 月 3 1 日 |
| 終 期 | 令和 9 年 3 月 3 1 日 |
| | (終期が3年を超える場合の理由) |
| 補助事業者による 情報の公表 | [内容] 個人を対象とした補助金のため公表しない。 |
| | [媒体] |
| 担当部署 | こども未来部 こども政策課 企画管理グループ 電 話 025-226-1193 (直通) 31194 (内線) e-mail mirai@city.niigata.lg.jp |